

相談支援班からのおたよりです



令和6年 1月11日発行

岩戸支援学校 支援連携グループ相談支援班

新しい年が明けました。辰年を象徴する龍は「力強さ」や「成功」を意味します。新しいことへのチャレンジや、取り組み続けていたことに成果を出すことを目指す好機です。皆様にとって、本年が飛躍の年になりますよう、お祈りいたします。

法やルールを守るといふこと



令和6年1月1日から様々な法改正が行われます。4月には障害者総合支援法や障害者差別解消法、障害者の雇用の促進等に関する法律なども一部改正が行われ、今まで努力義務だった「事業者による障害者への合理的配慮の提供」が義務化され、「多様なニーズに対する支援や障害者雇用の質の向上の推進」が求められるなど、当事者や支援者の声が生かされていることがうかがえます。

法律は社会や経済の様々な問題を解決し、人々の安心と生活の向上を図るためのものです。私たちが法を守るということは、法の目的である「人の幸福を守り、増進させるために必要なこと」ということです。

また、私たちの生活には様々な「ルール」があります。「ルール」は、お互いが気持ちよく生活できるよう決めたもので、特に、人に迷惑をかける行いや危険な行いは「してはいけないルール」として決められています。「ルール」を守ることによって、人としての協調性や忍耐力が培われます。その結果、人間的な成長が育まれるのです。

私たちは法によって守られ、様々な権利を得ることができます。一方で「ルール」を守り社会での義務を果たすことも大切なことであることを理解して、みんなが幸せになる社会にしていきたいですね。

学校も一つの社会です。当然「ルール」はあります。時間のこと、持ち物のこと、身だしなみのこと、登下校に関わること……。岩戸支援学校の〈生活の基本・約束事・きまり〉ハンドブックには、学校生活の決まりとして、お互いの命を大切にし、尊重しあうことを一番に掲げています。また、みんなが気持ちよく、安全に学校生活を過ごすための「ルール」が書かれています。「ルール」を守り、楽しい学校生活を送ってほしいと思います。



犯罪被害者支援

※全国被害者支援ネットワーク発行「こんなとき。どうする？」参考

前段では、法やルールを守ることによって、他人に迷惑をかけず、加害者とならないことを意識して生活することが大切であるとお伝えしました。しかし、犯罪の加害は自身の行いにより食い止めることもできると思いますが、予期せずに被害者になってしまう可能性もあるということを知っておくことが必要です。「犯罪被害なんて、自分には関係ない」と思っている、実際には、約200人に一人が犯罪の被害にあっているという統計があります（令和3年3月1日現在）。

犯罪とは「暴力的な犯罪」「物を盗る犯罪」「交通事故(交通事件)」「性的な犯罪(性犯罪)」などで、こうした事件や事故(犯罪)の被害にあった本人、家族(遺族)、兄弟、関係者などのことを「犯罪被害者」と表します。犯罪被害者は心理的、身体的にいろいろな影響が出て、心と身体をコントロールすることが難しくなることがあります。家族や日常生活、経済的な影響が現れることもあります。さらに、被害者本人や関係者に許可なく名前や仕事などの個人情報やネットやテレビなどに掲載・放映され、事実とは異なることが真実であるかのように広まり、誹謗中傷を受けるようなこともあります。被害者は犯罪の被害による負担が大きいにもかかわらず、まわりの無責任な行動によって負担が増え、そのような空気の中で生きていかなければいけなくなるのです。

「自分が被害者の立場だったら」「自分だったらどんな言葉をかけてほしいか」を考え、無責任なうわさ話やSNSへの投稿などをして二次被害に繋がらないよう注意をすることが必要です。

被害後には、警察で事情を聞かれたり、証拠品の提出、実況見分などへの立ち合いを依頼されたり、警察の捜査後には検察から捜査に必要な協力を求められたりします。

被害者にとって、被害による心身への負担がある状態で警察や検察に協力をし、裁判に参加するなど時間、体力、気力が必要になります。放課後や仕事に行く時間を使って対応しなくてはならないこともあります。

でも、被害を受けた時には泣き寝入りをせずに「助けて」「こんなことがあった」と誰かに相談しましょう。必ず力になってくれる人がいます。



相談先一覧

警察……すぐに現場に駆けつけてほしい時は「110」。警察相談専用電話は「#9110」。

性犯罪被害相談電話は「#8103」。

内閣府…性犯罪・性暴力に関する相談窓口は「#8891」。

文部科学省…24時間子どもSOSダイヤルは「0120-0-78310」です。